

元本通貨変動型円仕組預金「コイントス」 募集要項

2011年9月7日作成

2011年9月13日更新

商品名	元本通貨変動型円仕組預金「コイントス」 NZドル1ヵ月 - 0.5円		
特約通貨	NZドル	適用金利 ()内は税引後	年 12.0000 % (税引前) (年 9.6000 %)
預入期間	1ヵ月	預入単位	10万円以上1円単位
預入日	2011年9月15日(木)	満期日	2011年10月17日(月)
募集期間	2011年9月8日(木) ~ 2011年9月12日(月)		
特約レート	1 NZD = 62.91 円 2011年9月13日(火)東京時間午前10時の当社為替レート -0.5円		
特約判定日	2011年10月13日(木)		

この預金は預金保険制度の対象です。ただし、特約の実行により、満期日に、元本を特約通貨に交換し、外貨普通預金に振替えた場合には、預金保険制度の対象外となります。

この預金には為替相場の変動による元本割れのリスクがあります。満期時において、この預金の元本が特約通貨にて払い戻される場合には、お客さまにとって不利な為替レート(特約レート)で元本が特約通貨に交換される可能性が高くなります。この場合、特約通貨にて払い戻された元本を払戻時の実勢為替レートにて円貨に交換すると、預入時の元本金額を下回り、円貨ベースで元本割れとなる可能性があります。

また、元本が預入通貨(円貨)にて払い戻される場合には、満期時における実勢為替レートが特約レートより円安であっても、円安メリット(為替差益)を享受することはできません。

この預金は、原則として中途解約はできません。

ただし、当社がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約に伴う調整金をお客さまにご負担いただきます。お客さまにご負担いただく調整金の額は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、預入時点では確定していません。また、中途解約時の市場実勢によっては、この預金は、大きく元本割れする可能性があります。

特約判定日の基準レートが特約レートより円高の場合、満期日に元本を特約レートで特約通貨に交換し、代表口座の該当通貨の外貨普通預金に振替えます。

特約判定日の基準レートが特約レートと同じか円安の場合、満期日に元本を円貨のまま代表口座円普通預金に振替えます。

基準レート...東京時間午後3時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに当社が定める為替レート

特約レート...募集期間終了日翌営業日の東京時間午前10時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに、当社所定の一定の幅を加えた為替レート

特約通貨(外貨)にて払い戻された元本を売却して円貨にする場合、外国為替レート(売却レート)には当社所定の為替コストが含まれます。売却レートは当社Webサイトにてご確認いただけます。

特にご確認いただきたい事項

1. 本取引に関し、対象となる指標等を含む基本的な仕組み。
(契約締結前交付書面および仕組預金規定をご参照ください。)

2. 本商品について、特に次に掲げる事項。

本商品は、募集期間終了日の翌日から満期日の前日までの間、原則中途解約が出来ないこと。
(契約締結前交付書面「中途解約について」の項、および仕組預金規定第4条の項をご参照ください。)

本商品を募集期間終了日の翌日から満期日の前日までの間に中途解約した場合、調整金が発生すること。
(契約締結前交付書面「中途解約について」の項、および仕組預金規定第4条の項をご参照ください。)

本商品を募集期間終了日の翌日から満期日の前日までの間に中途解約した場合の調整金の内容。
(契約締結前交付書面「中途解約について」の項をご参照ください。)

本商品を募集期間終了日の翌日から満期日の前日までの間に中途解約した場合には、契約締結前交付書面に記載される想定調整金額を超える可能性があること。
(契約締結前交付書面「想定損失額等について」の項をご参照ください。)

中途解約した場合、調整金の支払いにより、解約時に受け取る金額が当初預け入れた元本金額を下回る(=元本割れ)可能性があること。
なお、お預入れいただいてからご解約までの経過利息についてはお受取りいただけないこと。
(契約締結前交付書面「中途解約について」の項をご参照ください。)

円以外の外貨で満期を迎える場合、満期時点の円貨換算額が、外国為替相場によっては当初の円貨ベース預入額を下回り、円貨ベースで元本割れする可能性があること。
(契約締結前交付書面「為替相場の変動による元本割れ可能性および円安メリット放棄について」の項をご参照ください。)

3. 本取引により想定される損失額(中途解約した場合の調整金を含む)を踏まえ、私が許容できる損失額及び私の資産の状況への影響に照らして、私が取引できる契約内容であること。

4. 本取引は、住宅ローン等の融資等の他の取引とは独立した取引であり、本取引の申込みの有無が本取引以外の融資等の取引に関する当社の判断に影響を与えないこと。